

政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和2年10月1日（木） 13時45分～14時15分
2. 場 所：第一会議室
3. 事 案 名：船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例の一部改正について
4. 出 席 者：市長、辻副市長、山崎副市長、健康福祉局長、建設局長、総務部長、市長公室長、企画財政部長、秘書課長、財政課長、行政経営課長、行政経営課長補佐
＜所管部局＞環境部長、クリーン推進課長補佐、同課係長
＜事 務 局＞政策企画課長、同課課長補佐

5. 審議概要：

(1) 事案の論点

以下2点について、「船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例」を改正する。

- 勧告に従わない違反者に対して過料を科す間接罰から、違反者に対して直ちに過料を科す直接罰へ変更する。
- 重点区域内において、市長が指定した場所での喫煙ができるよう変更する。

(2) 説明概要

- 県内人口40万人以上の市では、本市を除きすべて直接罰としており、違反者の割合は本市を下回っている。
- 駅利用者等アンケート調査の結果では、約8割が直接罰への変更を「良い」としている。また、約7割が重点区域駅周辺への指定喫煙所の設置について「必要」としている。
- 令和3年第1回定例会に条例改正案の提出を予定しており、議決された場合3か月の周知期間を経て、令和3年7月1日から違反者に対して、直ちに過料を科すこととする。
- 重点区域内の指定喫煙所設置にあたっては、特に違反者の多いJR船橋駅に設置し、2年間の実証実験を行った後、設置継続の可否を検討する。

(3) 質疑・意見等

- 指定喫煙所の開設時期は今後の状況を踏まえ検討するのか。
(回答) 基本的に令和3年6月1日の開設で考えている。
- 指定喫煙所の開設と、直接罰への変更に1か月の差がある理由は何か。
(回答) 喫煙者を指定喫煙所へ誘導した後に直接罰に変更することが良いと考えたため。
- 実証実験終了後に指定喫煙所を撤去するか設置継続するかの判断基準を明確にすること。

(4) 審議結果

提案どおり了承する。